

平成28年 第12回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年11月29日(火) 13時30分
 2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 全員協議会室
 3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	田口 圭一	1 1	河野 誠子	2 1	二宮 啓次
2	川本 肇	1 2	毛利 英二	2 2	二宮 政明
3	清家 徳雄	1 3	欠席	2 3	満田 求
4	岡 善男	1 4	欠席	2 4	欠席
5	欠席	1 5	袋瀬 司朗	2 5	武内 士郎
6	欠席	1 6	渡邊 勇夫	2 6	土居 敬幸
7	平 秀雄	1 7	欠席	2 7	國安 克哉
8	森 博文	1 8	欠席	2 8	二宮 敏行
9	土居 栄治	1 9	欠席		
1 0	井上 憲次	2 0	萩森 敏久		

○出席職員

事務局長 菊池 誠一
 事務局次長 岡本 正洋
 事務局 濱本 和成、河野 幹

○欠席委員 5番樋田委員、6番石崎委員、13番水本委員、
 14番正本委員、17番大下委員、18番竹内委員、
 19番萩森委員、24番魚崎委員

4. 議事日程

- 第1 会長挨拶
 第2 議事録署名人選出
 第3 議案審議

議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 56 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	4 件
議案第 57 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権貸借)	2 件
議案第 58 号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について	1 件
第 4 協議事項	
・ 農業委員会だよりの発行について	
・ 平成 28 年度東京市場及び流通調査視察研修について	
・ 次期農業委員会委員等の推薦について	
・ 平成 29 年度農地利用状況調査 (農地パトロール) について	
・ 平成 29 年第 1 回農業委員会総会について	

5. 会議の概要

事務局長 ただいまより、平成 28 年第 12 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

本日の欠席委員は 5 番樋田委員、6 番石崎委員、13 番水本委員、14 番正本委員、17 番大下委員、18 番竹内委員、19 番萩森委員、24 魚崎委員の以上 8 名です。

それでは、井上会長より召集の挨拶をお願い致します。

(井上会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に 7 番平委員、8 番森委員、よろしくお願ひ致します。それでは付議案件に入ります。議案第 55 号農地法第 3 条の規定による許可申請について上程致します。22 番、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 55 号について説明します。

22 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 2,552 m²、3 条使用貸借でございます。貸付人 ○○○○、借受人 ○○○○、申

請事由につきましては、貸付人は農業者年金を受給するため、後継者である息子に使用貸借の設定をし、借受人は農地を借り受け、農業に精進したいということでございます。借受人の経営面積は 0a となっておりますが、〇〇〇〇で 61.7a の面積を経営しております。本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各項の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

28 番 今説明にありましたように、貸付人の〇〇〇〇さんは現在 64 歳で、〇〇〇〇で経営をされております。来年の 2 月で 65 歳になり、農業者年金を受給するため、息子である〇〇〇〇さん、32 歳で農業経験が 10 年ということで、使用貸借するものです。なお〇〇〇〇さんの農地の大部分が〇〇〇〇にあり、八幡浜市の農地はこの〇〇〇〇の 1 筆のみです。耕作状況も良好で問題ないと思います。審議の方よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして議案第 56 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について上程致します。14 番、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 56 号を説明致します。

14 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 446 m²、所有権移転であります。譲渡人 〇〇〇〇、譲受人 〇〇〇〇、転用目的 住

宅用地、転用理由 現住居が手狭となったため、土地を譲り受け、住宅を新築したいとのこととあります。なおこの土地は農用地区域から除外する土地であります。このことから評価基準を定める農地区分は第2種農地となり、その判断理由は改正通知第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)で、鉄道の駅または市役所支所の周囲概ね500m以内の区域にあるためです。よって本案件は許可要件を満たしています。位置図等の資料につきましては、参考資料の1ページから4ページまでに掲載しています。お目通しをお願い致します。以上です。

議長 この件につきましては、私の方から説明させていただきます。場所につきましては、〇〇〇〇から150mぐらい進んだ先に申請地があります。住宅に隣接している農地であります。所有者の〇〇〇〇さんは高齢で農業経営を縮小されておられて、今回宅地化するというところで話ことができました。周辺の農地に対しても影響はないものと思います。以上です。

ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。続きまして15番、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは15番を説明致します。

15番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 146㎡、所有権移転であります。譲渡人 〇〇〇〇、譲受人 〇〇〇〇、転用目的 住宅用地、転用理由 県外に居住していたが、定年を機に妻の故郷で暮らすため、土地を譲り受け、住宅を新築したいとのこととあります。なおこの土地は都市計画用途地域の第1種住居地域にあります。このことから農地区分は第3種農地となり、その判断理由は改正通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)で、都市計画法に規定する地域内農地であるためです。よって本案件は原則許可となります。位置図等の資料につきましては、参考資料の5ページから8ページまでに掲載しています。お目通しをお願い致します。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 2 番 今説明にありましたように、〇〇〇〇さん、住宅用地として売ると
いうことで、〇〇〇〇さんと契約することになりました。よろしくお
願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして 16 番、事務局の説
明を求めます。

事 務 局 それでは 16 番を説明致します。

16 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 1,602 m²、
所有権移転であります。譲渡人 〇〇〇〇、譲受人 〇〇〇〇、転用目
的 工場用地、転用理由 申請地の隣地で青果物の卸売加工を行っている
が、新たに畜産物の加工にも取り組むこととなったため、土地を取
得して工場を増設したいとのことであります。なおこの土地は農用地
区域から除外する土地であります。このことから評価基準を定める農
地区分は第 2 種農地となり、その判断理由は改正通知第 2 の 1 の (1)
の力の (ア) で、他のいずれの農地にも該当しないためです。よって
本案件は許可要件を満たしています。位置図等の資料につきましては、
参考資料の 9 ページから 12 ページまでに掲載しています。お目通し
をお願い致します。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 1 番 〇〇〇〇さんは 60 歳前後で、会社に勤めながら農業をされており
ます。〇〇〇〇は、〇〇〇〇を抜けて〇〇〇〇に行く途中にあります。
平成 3 年より青果物の卸売やカット野菜等の加工をしております。こ

の度、新規事業として肉の加工品に取り組むこととなり、工場に接続した農地である〇〇〇〇さんの土地を取得して、工場を増設したいということです。南側の河川の境界の一部については、コンクリートの擁壁工事を行い、進入路はコンクリート舗装、通路は砂利を敷いて、法面には草を生やす加工を行い、土砂の流出を防止するという事なので、周辺の農地に及ぼす支障はないと思われませんが、ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして 17 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは 17 番を説明致します。

17 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 226 m²、使用貸借であります。貸付人 〇〇〇〇 外 2 名、借受人 〇〇〇〇、転用目的 住宅用地、転用理由 現住居が手狭となったため、母親とその姉妹に土地を借り受け、住宅を新築したいとのこととあります。なおこの土地は農用地区域から除外する土地であります。このことから評価基準を定める農地区分は第 3 種農地となり、その判断理由は改正通知第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の a の (a) で、上下水道管が埋設されている道路に面し、かつ小中学校及び都市公園から概ね 500m 以内の区域にあるためです。よって本案件は原則許可となります。位置図等の資料につきましては、参考資料の 13 ページから 16 ページまでに掲載しています。お目通しをお願い致します。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 17 番を説明致します。場所は〇〇〇〇地区でございまして、〇〇〇〇の裏側になります。〇〇〇〇から南へ行った所になります。〇〇〇〇

○、○○○○に近い所ではございますが、静かな所でございます。○○○○さんは○○○○さんの母親で53歳ぐらい、○○○○さんは長男で、現在○○○○に住んでおられますが、実家の隣に新築の住宅を建てて、○○○○さん夫婦と子ども3人が住む予定です。○○○○さんの両親が孫の世話をし、○○○○さん夫婦は働くとのこと。ご審議お願い致します。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。続きまして議案第57号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借を上程致します。152番から153番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは議案第57号152番から153番までを一括して説明致します。

152番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 1,066 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 122.5a、期間 10年2ヶ月です。

153番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 918 m²、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 122.5a、期間 10年2ヶ月です。以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

4 番 　　それでは152番と153番を説明させていただきます。まず、○○○さんはご高齢ということで、あまり農業ができるような状態ではありません。今回利用権設定する相手は○○○○さん、この地区のリーダー的な存在で56歳、隣接している○○○○さんの農地が放任されている状態で困っているということで、今後伐採して苗木を植えて、果

樹園として耕作したいということでございます。2人共十分に理解をしていただきまして、10年2ヶ月という期間でございますけれども、今説明したような状態ですので、無償で貸借するということが納得されておられます。以上でございます。よろしくお願い致します。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。続きまして議案第58号農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について上程致します。8番、事務局の説明を求めます。

事務局 　　それでは議案第58号について説明します。

8番、申請者 ○○○○、土地の所在地 ○○○○、地目 畑、面積 147㎡のうち 64.55㎡、申請理由 申請人の既存倉庫敷地が公共用道路、大洲・八幡浜自動車道の新設のため買収されることとなり、新たな農業用倉庫が必要となりました。申請地は自宅の隣接地にあり、代替地として適しているので農業用施設として利用したいということでございます。なお本議案につきましては農用地区域からの除外ではなく、農業用倉庫としての利用ですので、用途変更申請になります。参考資料の17ページに附近見取図、18ページに土地利用計画図・建物平面図がありますので、ご参照いただきますようよろしくお願い致します。以上です。

議長 　　地元委員の説明を求めます。

4番 　　今度新しい道路が造られる際に、○○○○さん、今まで使っていた倉庫があったのですが、その土地が買収されることになりました。それで新たな倉庫を建てるとということで、代替地を探しておりましたが、自宅の横で倉庫を建てたいということです。これは致し方ない理由であると思いますので、よろしくお願い致します。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。続きまして協議事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時30分